愛媛大学医学部附属病院腫瘍センター規程

平成 18 年 10 月 12 日 制

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学医学部附属病院規則第10条第5項及び第17条の規定に基づき、腫瘍センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、質の高いがん治療を提供するとともに、がん治療に携わる専門の医療人を育成することなどを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) がんの集学的治療の推進に関すること。
- (2) 外来化学療法に関すること。
- (3) がん研修の支援に関すること。
- (4) がん情報の提供に関すること。
- (5) 院内がん登録に関すること。
- (6) 院内レジメン登録に関すること。
- (7) がんに関わる学部教育及び大学院教育との連携に関すること。
- (8) 地域の医療従事者へのがんに関わる教育・研修の支援及び情報の提供に関すること。
- (9) その他がん治療に関すること。

(組織)

- 第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。
- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) 看護師
- (4) 診療情報管理士
- (5) 病院長が指名する教職員
- 2 センター長は、医学系研究科臨床系分野又は病院の教授、准教授又は講師をもって充てる。
- 3 第1項第3号から第5号までの職員は、病院長が委嘱する。
- 4 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委嘱された職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

- 第5条 センター長は、センターの業務を統括する。
- 2 センターの職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

(運営委員会)

第 6 条 センターの運営に関する事項を審議するため、センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関する細則は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、医療サービス室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。